

# “農と食” 北の大地から

連載第1回

## 狂牛病対策 その残された課題

第一号の感染牛の確認から十カ月近くが経過し、狂牛病問題に対する熱い関心も冷めてきたようだ。しかし、水よりも安い牛乳を生産するために高タンパク飼料を与えてきた生産システムは温存され、感染の原因やその広がりは依然として究明されていない。狂牛病対策の残された課題を追い、畜産の原点に戻るこの大切さを考える。

### 高リスク牛を葬る へい獣の処理施設

昨年九月にアジアでは初めて、千葉県内で飼われていた佐呂間町産の乳牛が狂牛病牛海綿状脳症（BSE）と確認されたのを皮切りに、これまでに四頭の感染牛が見つかった。いずれも一九九六年春に生まれたホルスタイン種の廃用牛で、うち三頭は北海道産。このため酪農関係者のなかには、狂牛病の簡易検査が行なわれる屠場に向けて、

ルポライター  
滝川 康治

同じころ生まれた乳牛を出荷すること  
をためらう人もいる。

これらの牛の受け皿になっているのが、病気やケガによる死亡牛などを搬入し、肉骨粉や動物性油脂の原料としてレンダリング工場に送る「へい獣処理場」だ。不安にかられた農家のなかには、狂牛病の簡易検査を逃れるために廃用牛を安楽死させたり、まだ元気な牛をへい獣処理場に送る人もいる（注：処理場での検査は義務づけられていない）。これは、違法とはいえないものの、リスクの高い牛を闇に葬り、

感染の広がりを把握しにくくする、臭いものに蓋式の行為といえる。

今年冬、わたしが取材に訪れた道内のあるへい獣処理場の従業員は、

「感染牛が確認されたあとで搬入される（頭数が増えてきて）全体に占める親牛の割合は四分の一から三分の一くらいになったかな。廃用牛が多くなって、骨折したとか、見た感じ病気でない生きた牛が増えてきた」と話した。ここでは、増えた廃用牛をさばくために、搬送車両や作業員を増やしたり、残業で対応していた。

### 死亡牛の検査体制 確立へ対策を急げ

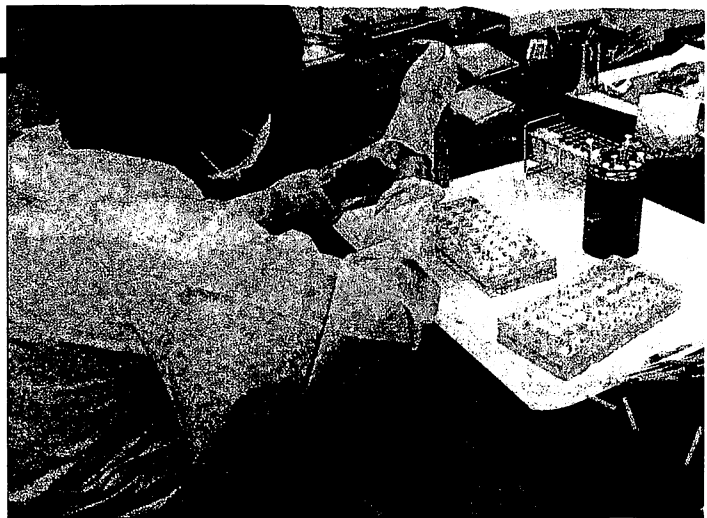
屠場に持ち込まれる食用用の牛は、狂牛病の簡易検査を行ない、脳や脊髄などの特定危険部位を取り除いてから流通ルートに乗る。が、死亡牛の肉は食用に回らないために、道内に十六あるへい獣処理場では、これらの部位はそのまま機械に投入して破砕する。昨秋以降、最終製品の肉骨粉は焼却処分されて食物連鎖の環に入らないとはいえ、現場を目の当たりにしてみると割

## 新連載

# “汚染の連鎖”を断ち切る 北海道酪農の姿とは

調整された乾草ロール。長い乾草を与える農家も減少傾向にある（写真右）。下の写真は、へい獣処理場に搬入される死亡牛。狂牛病の簡易検査が法律で義務づけられたが、実現が危ぶまっている





屠場で行なわれている簡易検査。脳に一定レベル以上の病原体が蓄積されて初めて検出できる、という技術的な限界を抱える

り切れない気持ちが残った。  
道内で一年間に死亡する二歳以上の牛は、家畜共済扱い分だけでも四万頭弱に上る。このすべてについて、延髄を採取して簡易検査を行ない、狂牛病の感染の有無を調べるためには、圧倒的に人手や施設が足りない。感染状況を把握するための確なデータを蓄積できないまま、怪しい牛を焼却処分し

ているのである  
「牛海綿状脳症対策特別措置法」が国会で成立し、来年三月から二十四カ月以上の死亡牛の検査が原則として義務づけられる流れになった。が、現場を見れば、検査体制が未整備なことは歴然としている。道酪農畜産課では、

て検査が実施できるよう鋭意努力するが、一生懸命やってもきびしいものがある」  
と、全頭検査の難しさを説明する。道が検討している検査方法には、  
①検査施設をへい獣処理場に付帯させる  
②あらかじめ隣接施設で検査して、へい獣処理のラインに戻す

の二つがある。道は検査施設の整備を政府に要請し、関係者との調整が行中だが、まだ結論は出ていない。来年度から検査を始める死亡牛は一部にとどまり、へい獣処理場はブラックボックスのままになる可能性が高い。  
道は七月から、狂牛病に特有の神経症状を示す乳牛を自主的に検査に出した場合、「検体提供奨励金」として一検体五万円を支払う。感染牛を出荷した農家に対して、一頭当たり百万円の「原因究明協力金」を支給する報奨制度の導入とセットになった。道独自の狂牛病対策である（注）原型はイギリスにある。磯田憲一副知事は、

「症例が出ることで原因究明に貢献できるし、畜産業を守ることにもなる」と力説しており、この認識は正しい。症例が十頭くらいになれば、原因究明が一気に進むことが可能になるだろう。が、それと並行して死亡牛の検査に全力で取りくまなければ、狂牛病を根絶させる道は険しい。潜伏期間（2～8年）からみて感染リスクがきわめて少ない二十四カ月未満の食用牛の検査をいったん中断しても、政府は必要な人手と予算をへい獣処理場のほうに

回し、死亡牛の検査を急ぐべきだ。さらに、現在は民間が運営するへい獣処理場を公営ないし準公営にして、役所側が直接チェックできるような法改正などを早急に進めることが必要なのではないか。「体制づくりは難しい」と手をこまねいている間に、感染リスクの高い乳牛を未検査のまま処分する状況を放置してしまうような、畜産関係者の怠慢は許されない。

## 感染源の可能性が高い子牛の代用乳

五月二十四日付け日本農業新聞に「くみあい配合飼料および代用乳は安全です」という、別掲の生産者向け全面広告が載った。広告主は全農や経済連などのJAグループ。「代用乳」とは、哺乳期の子牛に母乳の代わりに液状にして与える飼料のことで、脱脂粉乳を主体に乾燥ホエーや油脂、ブドウ糖、酵母類などを配合してある。

狂牛病の感染が確認された四頭の乳牛すべてに、全農系の科学飼料研究所の高崎工場が製造した代用乳（商品名は「ミルフードAスーパー」と）びゅあ



北海道産の3頭の感染牛に共通して与えられていたホクレンの代用乳

ミルク）を与えていたことが明らかになつており、生産者の間に不安が広がっている。感受性が強く、病原体に対する抵抗力が弱い生後一年までが、感染の可能性がもっとも高い期間、とされるからだ。大きな活字が踊る全面広告には、こうした不安を払拭させようとする狙いがあった。

感染源と感染経路に関する農水省の第二次中間報告（02年3月）によると、同研究所製造の代用乳に肉骨粉は使っておらず、同じ工場で製造された他の家畜飼料も同様の結果だったことが確認されたものの、

## 原因究明は闇の中 数多い感染ルート

「代用乳が感染源になった可能性を完全には排除できない」とある。

時の製造データなどをきちんと公開して具体的に立証すべきであり、これでは不自信が増すばかりだ。  
この一件が物語るように、感染源と感染ルートは未だ闇の中にある。道などの調査によると、感染牛を育てた道内の三農場はいずれも、牛乳の生産を伸ばすための高タンパク飼料として、意識的に肉骨粉を与えるタイプの農家ではなかった。感染原因は、飼料の製造・輸送過程などで異常プリオンを含んだ汚染肉骨粉などが混じったものと考えられる。

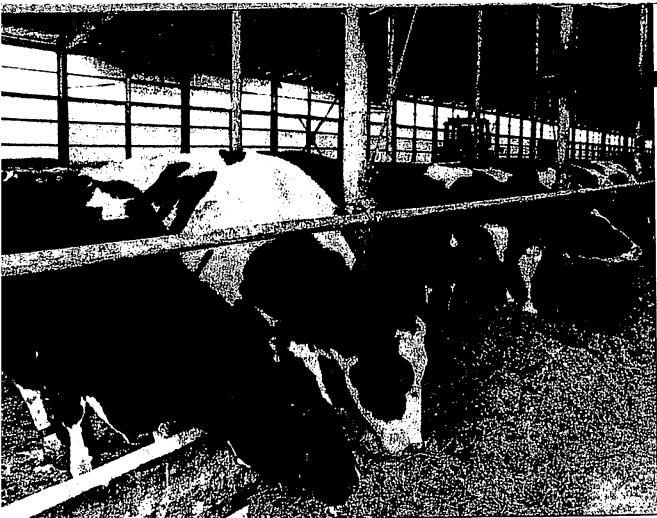
生まれ、代用乳を与えていたことから、①③の可能性が高いように見えるが、確実な証拠は示されていない。  
が、この四頭の感染原因が仮に代用乳であったとしても、それ以外にもいくつかの感染源・ルートが存在する可能性がある。  
中間報告によると、ホクレンくみあい飼料釧路西港工場など道内外の四工場では、肉骨粉を使つた豚と鶏用の配合飼料を製造しており、  
「牛用飼料への肉骨粉混入の可能性が完全には否定できない」と指摘している。この四工場が使われていた肉骨粉の多くは、道内のレン

が、この広告では、原料の一つ・オランダ産の動物性油脂に関する調査結果の一部を引用し、「代用乳は安全」と強調にこじつける内容になっている。そのため、報告書のつまみ食いには激怒した農水省が抗議し、全農などが謝罪する騒ぎになった。  
JAグループの旧態依然の感覚には呆れる。代用乳が「シロ」だと言っているならば、製造者みずから生産者や消費者に対して、感染牛が生まれた九六年当

前出の中間報告は、発生農家を起点にした「川下からの調査」と、輸入肉骨粉や動物性油脂などを起点に製造国から農家に至る流通経路などを究明する「川上からの調査」の結果をまとめている。農水省は現在、①全農の代用乳  
②イタリヤ産肉骨粉  
③オランダ産動物性油脂——の三つを重点に調査を進めているが、感染源の特定はできていない。四頭の感染牛がほぼ同じ時期に

「魚粉やフィッシュソリユブルなど魚由来の飼料ならば、牛を共食いさせるのでないから大丈夫」という単純な話にもならない。中間報告では、二十七カ所の水産工場を調べたところ、約四分の一の工場から哺乳類のタンパク質が確認された。それは、飲食店や量販店などから回収した魚のアラなどの残さし由来するものだという。

養魚用の配合飼料に汚染肉骨粉が混じっていたら、めぐりめぐって牛用配合飼料を汚染してしまう可能性もある。農水省が二月以降、魚粉など魚介類由来の動物性タンパク質を使つた、牛用



大型農場では短く切断した粗飼料と濃厚飼料を混合して与えるところもある。必ずしも牛の生理にかなっていない

でもデンマークの取りくみは傑出しており、オーガニック牛乳のマーケティングは数年前でも二〇％を超えた、という北海道酪農のすべてではないにしても、今後めざすべき方向性はこれあたりにあるのではないかと、一次産業の活性化と食

道から」を「一読ください。」

※この問題の詳細レポートは、七月下旬に七つ森書館(東京)から出版される拙著「狂牛病を追うー酪農王国北海道から」を「一読ください。」

「病気以外の家畜には動物医薬品を使用してはならない」などの原則を細かく定めている。

有機酪農への転換が盛んなデンマークでは、オーガニック飼料の条件が細かく決められており、肉骨粉や動物性脂肪はもちろんのこと、抗生物質や成長促進剤、合成アミノ酸などの使用も禁止されている。記録を点検し、現地調査によって規則の順守を精査するの

は食糧水産局の農産総局という。慣行酪農に比べて産乳量は一割程度少ないが、オーガニック牛乳は一般の牛乳よりも高い小売価格でも市場を確保できるため、割高の乳価が設定されている。有機酪農に対する補助金もある。その結果、乳牛七十頭未満の小規模有機農家のほうが、もうかる経営になっている、との報告もある。

国民全体で環境問題の対応策を探り、保全のためには補助金などを負担して農業を支える。有機農畜産物の認証検査監督は国が実施する。大手スーパーも有機農産物を積極的に販売する。E.U諸国のなかでもデンマークの取りくみは傑出しており、オーガニック牛乳のマーケティングは数年前でも二〇％を超えた、という北海道酪農のすべてではないにしても、今後めざすべき方向性はこれあたりにあるのではないかと、一次産業の活性化と食

酪農・肉牛生産者の皆様へ

## くみあい配合飼料および代用乳は安全です

1. くみあい配合飼料会社および(株)科学飼料研究所の工場では飼料安全法および農水省通達に適合した製造を行っており、くみあい配合飼料および代用乳は安全です。
2. (株)科学飼料研究所の製造する代用乳は肉骨粉を使用したことは無く、昨年9月以降、国が実施した6回におよぶ立入検査・調査で確認されています。
3. 牛用代用乳の原料であるオランダ産動物性脂肪については、農水省発表(14年3月15日)のBSEに関する第2次中間報告書において「食品としての利用も可能な不溶性不純物の混入割合が0.02%以下の水準をほぼ満たしており、極めて純度の高いものである可能性が高いことが判明し、BSEの感染源となった可能性は低いとも考えられる」と報告されています。

**J/Aグループが製造・供給する  
「くみあい配合飼料」「代用乳」は安全です。  
安心してご利用ください。**

J/Aグループ

J/A・経済通達/全国・くみあい飼料・(株)科学飼料研究所

武部農水大臣が激怒し、J/Aグループが謝罪した  
全面広告(5月24日付け「日本農業新聞」)

## 狂牛病の侵入許す 生産構造の転換を

酪農家出身のわたしの少年時代(1960年代)には、経産牛一頭当たり

の産乳量は全道平均で三千キロ台だった。現在の産乳量は七千四百キロに達しているから、この三十数年間でいかに急激に生産を拡大してきたか分る。とりわけ八〇年代以降の伸びには著しいものがあつた。

生産量が急伸した最大の要因は、濃厚飼料を多給するなど栄養価の高い飼料を与えるようになったためである。その結果、乳牛は「牛乳生産装置」として酷使され短命化が進んだ。いまでは、二二・二五産(全道平均)、年齢にして五・六歳で廃用牛にされ屠場などに送られるものが多い。

栄養価の高い代用乳や人工乳(注1)哺乳期用に開発された飼料)を与えて育成期間を短縮し、なるべく早く牛乳を生産させようとする。成牛には高タンパクの濃厚飼料やサプリメント(栄養補助飼料)などを与えて高泌乳を追求する。八〇年代以降に顕著になった、こうした酪農の生産構造の変化が狂牛病の侵入を許した土壌になつてい

して牛を飼う「集約放牧」というやり方で酪農を営む人も増えている。土壌分析を行なってミネラル分の過不足などをチェックし、これまで収奪した微量要素を土に戻そうという草地酪農のグループもある。津別町の酪農家たちは無化学肥料・無農薬でデントコーン(飼料用トウモロコシ)を栽培して乳牛に与える試みを始めた、と聞く。こうした生き方が広がつていけば、二二世紀の北海道酪農を魅力のあるものにするのではないだろうか。

## 有機酪農に学んで 本来の畜産に戻す

EU(欧州連合)諸国では、狂牛病や遺伝子組み換え作物問題などをきっかけにした、環境保全や食の安全に対する関心の高まりを背景に、オーガニック(有機)酪農の取りくみが増えているという。コーデックス国際食品企画委員会は昨年七月、有機畜産に関するガイドラインを設けており、「放牧地と結びつき、一〇〇%有機飼料で飼育されるべき」「有機飼料には遺伝子組み換え作物と製品が含まれてはならない」

EU(欧州連合)諸国では、狂牛病や遺伝子組み換え作物問題などをきっかけにした、環境保全や食の安全に対する関心の高まりを背景に、オーガニック(有機)酪農の取りくみが増えているという。コーデックス国際食品企画委員会は昨年七月、有機畜産に関するガイドラインを設けており、「放牧地と結びつき、一〇〇%有機飼料で飼育されるべき」「有機飼料には遺伝子組み換え作物と製品が含まれてはならない」